

# 池子問題について

## 市からのお知らせです

2010年(平成22年)10月21日

逗子市経営企画部基地対策課

### 40ヘクタールの土地の共同使用が日米間で正式合意 返還についても継続して協議

9月30日に日米合同委員会において、池子住宅地内一部土地約40ヘクタールについて、返還までの間、共同使用とすること、また、横浜市域への住宅建設戸数700戸を当面の措置として400戸程度に削減することが正式に合意されました。今後は、共同使用の具体的な内容について、改めて日米間で協議されることになります。市からは、無償での土地使用、市による管理など、具体化に向けた市の考えを国へ伝え、市民が早期に利用できるよう要請しています。

40ヘクタールの土地の共同使用により、早期に市民が自由に利用できる環境が整うことは、返還に向けて着実に前進していると言えます。なお共同使用は返還までの間の措置とされ、返還について日米間で引き続き協議を行うこととなっており、市としては、40ヘクタールの土地の早期返還を要請していく考えに変わりはなく、今後も国へ働きかけていきます。

日米合同委員会第5回施設調整部会の協議概要抜粋（市のホームページに全文を掲載）

「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地（当該施設西側の運動施設地区及びキャンプ場地区）の返還について

当該土地の返還については、引き続き、日米間で協議することとし、返還が実現するよう努力する。

一方、当該土地の返還には相当の期間を要することから、返還までの間、今後、米側から提示される共同使用（地位協定2-4-aが適用される施設・区域）にあたっての要件及び時期について日米間で協議の上、合意され、それらが満足された場合には、当該土地を逗子市と共同使用することとする。

# 市民の自由な利用ができる共同使用の実現

## ◇共同使用とは

日米地位協定第2条第4項(a)では、米軍が施設・区域を一時的に使用していないときは、日米合同委員会において合意がされた場合に限り、日本国政府みずから又は日本国民が使用することができる、と規定しています。

現在、市内で行われている共同使用は、池子住宅地区正面ゲート前から逗葉地域医療センターへの道路（車道及び歩道）、久木中学校から久木中・小学校共同運動場への通路があります。医療センター進入路の共同使用は無償、共同運動場への通路は有償となっています。

40ヘクタールの土地の実際の利用形態は、基本的には第一運動公園などのような公園利用を考えています。管理についても、協議により市が管理することができます。ただし、以前から、米軍家族も使用することが言われていますので、実際の利用方法などについては、今後米側との協議を行うこととなります。

なお、共同使用にあたっては、40ヘクタールの土地は国有財産となっていますので、一般的には国へ土地の使用料を支払うこととなります。市としては、市の負担が生じないよう無償での共同使用となるよう、また、市の管理により市民が自由に利用できるよう、今後国と協議を進めています。

## ◇共同使用に向けた今後の主な取り組み

### 土地利用計画作成プロジェクトチームの設置

土地利用の原案を作成するために10月13日に府内プロジェクトチームを設置しました。現地の視察や、様々な事例を参考にして検討していきます。

### 共同使用のための申請

日米合同委員会で共同使用が正式に合意されましたので、時期は決まっていませんが、今後、市から南関東防衛局長へ共同使用の申請書を提出します。

### 協議の実施

今後、管理形態や、施設の利用方法などの事項について、米側からの条件、日本側の要望などをそれぞれが示し、日米間で詳細にわたる協議が行われます。

また、米軍家族の利用方法についても、協議を進めることとしています。

### フェンスの設置

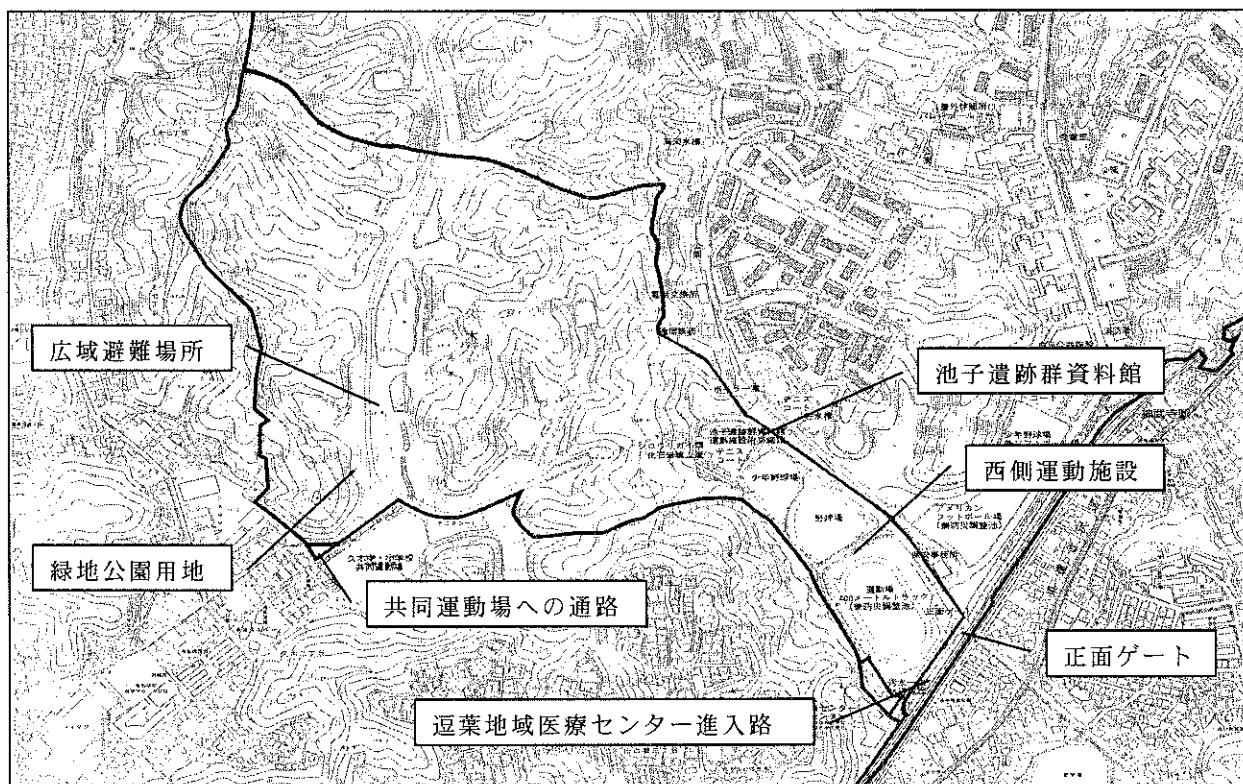
市民が自由に40ヘクタールの土地を利用するため、米軍住宅地区との間にフェンスを設置して、往来ができないようにすることも必要です。そのために、国では、来年度予算の概算要求に、共同使用に関連するフェンス設置に要する経費として地形測量費約4百万円を計上しています。

## ◇公園整備計画

市としては、第一運動公園の約7倍の面積となる40ヘクタールの土地の利用にあたり、市内の他の公園と同様に市民が自由に利用できること、また、整備にあたっては、現状には極力手を加えず、自然を活かした公園にすることを考えています。

今後、庁内プロジェクトチームで、40ヘクタールの土地利用計画の原案を検討し、具体的な公園整備計画の作成の際には、市民の皆様の参加をいただきます。公園整備計画とともに、市民参加による緑地の保全策や維持管理の方法などを検討していきます。

## ◇40ヘクタールの範囲



## 本設小学校落石防護柵工事

本設小学校落石防護柵の工事が9月3日に始まりました。来年の1月までの間、工事車両が逗子市内を通行することになりますので、市から南関東防衛局に対して、工事車両の通行が市民生活の支障とならないよう、十分な配慮と、住民への説明をしっかり行うよう要請しました。10月中に周辺住民へチラシを国が配布したことでした。今後も、市民生活への影響がないよう、状況を見て国へ働きかけていきます。

## 市民の皆様へ

9月30日に、日米合同委員会で約40ヘクタールの共同使用と、横浜市域への住宅建設戸数を400戸程度にすることが正式に合意されました。共同使用の正式な合意により、40ヘクタールの土地の市民利用がさらに具体化したことになります。返還については引き続き協議することになっていますので、返還の早期実現を国へ要請するとともに、共同使用に向け、土地利用計画を作成し、市民の利用が早期にできるよう国へ働きかけてまいります。

また、10月5日に、深山南関東防衛局長が来訪され、400戸程度となった住宅建設について、改めて市の理解と協力を求めてきました。私からは、住宅建設戸数が400戸程度に削減されたことは国の努力と受け止めているが、建設問題への対応については、改めて時期を見てお伝えしたいと答えました。さらに、共同使用について、無償での土地利用ができるよう要請するとともに、返還の実現に向け、引き続き米側と協議を進めていただくよう要請しました。

住宅建設については、日米合同委員会において、老朽化した横浜市根岸住宅地区の米軍家族住宅の移設というかたちで決定したことを受け、今後の市としての対応を判断していきたいと思います。

逗子市長 平井 竜一

次の日程で説明会を開催いたします。ご参加ください。

### 説明会日程

10月30日（土）午前10時から11時30分 池子会館

午後 2時から3時30分 商工会館

31日（日）午前10時から11時30分 久木会館

午後 3時から4時30分 市役所会議室

手話通訳を必要とされる方は、事前に基地対策課までご連絡ください。

市役所での説明会では、要約筆記をご用意します。

逗子市経営企画部基地対策課

249-8686 逗子市逗子 5-2-16

TEL 046-873-1111 (内 331)

FAX 046-873-4520

kichi@city.zushi.kanagawa.jp